

予算執行状況

平成26年4月1日～平成27年3月31日

「杵築市財政状況の公表に関する条例」(条例第46号)に基づき、杵築市の財政状況を公表します。

一般会計歳入予算	予算現額	収入済額
市税	28億8,022万円	28億5,382万円
地方交付税	70億8,271万円	71億1,861万円
国庫支出金	28億4,865万円	22億1,180万円
県支出金	16億8,713万円	11億 330万円
市債	34億5,399万円	12億2,479万円
その他	33億3,432万円	26億5,552万円
合計 ※1	212億8,702万円	171億6,784万円
一般会計歳出予算	予算現額	支出済額
総務費	29億9,700万円	16億7,547万円
民生費	55億5,980万円	46億1,769万円
衛生費	11億7,746万円	9億6,090万円
農林水産業費	11億7,271万円	8億7,091万円
土木費	17億6,015万円	8億 967万円
教育費	35億2,425万円	19億2,532万円
公債費	25億3,207万円	24億9,124万円
その他	25億6,358万円	16億1,108万円
合計 ※1	212億8,702万円	149億6,228万円
国民健康保険特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・42億3,954万円	35億9,916万円	38億 918万円
後期高齢者医療特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・3億8,056万円	3億6,454万円	3億4,250万円
介護保険特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・36億7,315万円	31億3,105万円	33億4,627万円
地域包括支援センター事業特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・4,559万円	1,873万円	3,596万円
簡易水道事業特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・2億6,944万円	1億3,542万円	2億2,291万円
農業集落排水事業特別会計	収入済額	支出済額
予算現額・2億 78万円	2,306万円	1億7,901万円

※1 数値は1万円未満を四捨五入しています。そのため合計額等が一致しない場合があることをご承ください。
 ※2 市民1人当たりは、平成27年3月31日時点の住民基本台帳人口(3,0887人)で計算しています。
 ※3 市民税には法人市民税も含まれます。

公共下水道事業特別会計		
予算現額・7億9,700万円	収入済額	2億2,803万円
	支出済額	5億8,159万円
特定環境保全公共下水道事業特別会計		
予算現額・3億 875万円	収入済額	1億2,464万円
	支出済額	2億7,132万円
水道事業会計		
収益的収支	収益	4億1,437万円
	費用	3億8,940万円
資本的収支	収入	1億2,300万円
	支出	2億5,247万円
工業用水道事業会計		
収益的収支	収益	2,454万円
	費用	2,161万円
資本的収支	収入	0.1万円
	支出	1,267万円
山香病院事業会計		
収益的収支	収益	25億7,841万円
	費用	31億4,361万円
資本的収支	収入	1億8,993万円
	支出	2億5,909万円
地方債の現在高(一般会計/平成27年3月31日現在)		
財政融資資金		118億8,675万円
(旧)郵政公社資金		9億 718万円
銀行等金融機関		67億1,311万円
地方公共団体金融機構		10億9,868万円
その他		5億8,503万円
合計 ※1		211億9,075万円
市有財産の状況(平成27年3月31日現在)		
公有財産(土地)		1,551万 13㎡
公有財産(建物)		19万4,428㎡
物品		203台
基金		108億1,261万円
有価証券その他		2億5,564万円
市民1人当たり※2の負担状況(平成27年3月31日現在)		
市民税※3		33,925円
固定資産税		49,231円
軽自動車税		2,783円
市たばこ税		6,416円

平成27年3月末日までの予算執行状況のため、決算額とは異なります。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

が施行されました。

▼背景
全国的に空家が増加し、適切に管理されていない空家が倒壊の危険や景観の悪化を招くなど、周辺にお住まいの皆さんの生活環境に悪い影響を及ぼすことが問題となっています。

▼概要
国土交通大臣および総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定します。
市町村は、国の基本指針に即した空家等対策計画を策定・協議会を設置できます。
都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助を行うように努めなければなりません。

▼情報の収集
市町村長は、法律で規定する限度における空家等への立入調査や空家等の所有者等を把握するための固定資産税情報の内部利用等が可能となりました。

▼特定空家等に対する措置
特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令を行うことができます。
要件が明確化された行政執行の方法により強制執行を行うことができます。



今後、国が定めた空家対策の基本指針に即した空家対策計画を策定し、この計画に基づき空家対策を実施していきます。空家対策計画の策定には、地域住民や学識経験者を構成員とする協議会を設置し、そこで検討していく必要があります。
杵築市では、空家条例制定に向け取り組んでおりましたが、この法律が施行されたことにより、条例は制定せずに、この法律に基づいて空家対策に取り組んでいきます。

「空家」ってどんな家のこと?

建築物またはそれに附属する工作物であって、常日ごろから居住その他に使用されていないもの、およびその敷地(立木、その他の土地に定着する物を含む)のことをいいます。

▼「特定空家等」とは
こんな状態の空家です。

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態
- ④周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

(空家等対策の推進に関する特別措置法)より

生活環境課
(☎0978-62-1807)

登録無料 杵築市空き家バンク制度

市内の空き家を探しています!

政策推進課 コミュニティ・協働係(☎0978-62-1804)

空き家バンク制度とは、家を貸したい・売りたい方、と家を借りたい・買いたい方の橋渡しをする制度です。市内に空き家をお持ちの方は、ぜひ登録をご検討ください。

- 「登録の流れ」
- ① 申込書を提出。
 - ② 職員が現地確認。
※物件の状態が悪い場合は登録をお断りする場合があります。
 - ③ 「空き家バンク」へ登録。市公式ウェブサイトで物件紹介。

▼「空き家バンク制度」の利用イメージ

